

議事の運営について（案）

1. 本会議は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則非公開とする。
2. 無記名の議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、会議後 1 週間以内を目安として公開する。
3. 配付資料については、原則として公開とするが、資料の内容を踏まえ、事務局が座長と相談して対応を決定する。
4. 個別の事情に応じて、一部資料を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。